

福岡県公報

平成20年1月30日
第 2 7 7 9 号

目 次

告 示 (第138号 - 第147号)

| | | | |
|--------------------------------|------------|-------|---|
| 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (商業・地域経済課) | | 1 |
| 公共測量の実施 | (土木管理課) | | 2 |
| 公共測量の実施 | (土木管理課) | | 2 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | | 2 |
| 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 | (治 山 課) | | 2 |
| 公有水面埋立ての免許 | (漁 港 課) | | 2 |
| 県営土地改良事業の換地計画 | (農地計画課) | | 4 |
| 道路の区域の変更 | (道路維持課) | | 4 |
| 道路の供用の開始 | (道路維持課) | | 5 |
| 県営土地改良事業計画の変更決定 | (農地計画課) | | 5 |
| 公 告 | | | |
| 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 | (児童家庭課) | | 5 |
| 産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧 | (廃棄物対策課) | | 6 |
| 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援 | | | |
| センターの変更の届出 | (新雇用開発課) | | 6 |
| 貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせる団体 | (経営金融課) | | 6 |
| 一般競争入札の実施 | (警察本部会計課) | | 7 |
| 落札者等の公示 | (警察本部会計課) | | 9 |

告 示

福岡県告示第138号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年1月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ドラッグストアモリ小郡七夕通り店
 - (2) 所在地 福岡県小郡市小坂井字五反田130 - 2 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
 - (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし
 - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 - ・発砲スチロールトレーのリサイクル回収ボックスの設置をお願いしたい。
 - ・古紙再生紙（七夕ロール等）の販売をお願いしたい。
 - (4) 騒音の発生に係る事項
 - ・室外機、荷捌き作業、駐車場等の騒音に留意し、苦情が発生した場合には誠実に対処すること。その他、近隣住民より環境公害に関する苦情が発生した場合にも迅速に対処すること。
 - (5) 廃棄物に係る事項等
 - ・家庭系一般廃棄物とは別に、事業系廃棄物としての適正な処理を行うこと。
 - (6) 街並みづくり等への配慮等
意見なし

(7) その他
意見なし

福岡県告示第139号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年1月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（環境整備測量）

2 測量の実施地域及び期間

| 実施地域 | 実施期間 |
|--------|------------------------------|
| 中間市南西部 | 平成20年1月15日から 平成20年3月14日まで |

福岡県告示第140号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年1月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

| 実施地域 | 実施期間 |
|------|------|
| | |

| | |
|---------------------|------------------------------|
| 北九州市八幡西区岩崎三丁目、高江四丁目 | 平成20年1月21日から 平成20年3月31日まで |
|---------------------|------------------------------|

福岡県告示第141号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年1月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市庄字相元123番1、124番1、125番1及び126番1、並びに新原字ウシ口996番2、997番4、1001番4、1001番5、1004番2の一部、1004番4、1237番16及び1237番17

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市南区野間一丁目11番36号

株式会社福岡クボタ 代表取締役 大橋 健藏

福岡県告示第142号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年1月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

糸島郡二丈町大字鹿家字白石2496の21・2515の27、字包石2533の20（国有林）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第143号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成20年1月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

(1) 免許を受けた者

行橋市

行橋市中央1丁目1番1号

(2) 代表者

行橋市長 八並 康一

行橋市西泉3丁目4番5号

2 埋立区域

(1) 位置

ア A区

行橋市大字沓尾字沖浦（筆界未定153 - 2、154 - 2、155 - 2、156 - 3、157 - 2、158 - 2、159 - 2、160 - 2、161 - 2～3、162 - 2、163 - 3、275、276、277、278、279、280、281、282及び283番地）先から行橋市大字沓尾字沖浦523番地先に至る公有水面（沓尾漁港区域内）

イ B区

行橋市大字沓尾字沖浦（筆界未定164 - 2、165 - 2、645、646、647、648、649、650、651、652、653、654及び655番地）先から行橋市大字沓尾字沖浦（筆界未定164 - 2、165 - 2、645、646、647、648、649、650、651、652、653、654及び655番地）先に至る公有水面（沓尾漁港区域内）

(2) 区域

ア A区

次の の地点から までの地点を順次結んだ線、 の地点から219度27分35秒169.119mの地点を中心とする半径169.119mの円で の地点と の地点を結ぶ南東側の円弧、 の地点から の地点までを順次結んだ線、 の地点から206度59分37秒67.100mの地点を中心とする半径67.100mの円で の地点と の地点を北

東側の円弧で結ぶ春秋分の満潮位（DL + 4.00m）における公有水面の区域

の地点 行橋市大字沓尾字兵庫山319沓尾四等三角点（北緯33度43分46.5503秒、東経131度00分59.8896秒、標高82.04m。以下A地点という）から49度14分30秒、354.927mの地点

の地点 の地点から115度41分47秒、15.040mの地点

の地点 の地点から128度44分06秒、12.582mの地点

の地点 の地点から127度31分12秒、19.431mの地点

の地点 の地点から120度17分09秒、19.418mの地点

の地点 の地点から119度33分39秒、20.459mの地点

の地点 の地点から122度46分24秒、16.008mの地点

の地点 の地点から124度31分43秒、4.630mの地点

の地点 の地点から126度24分17秒、20.411mの地点

の地点 の地点から210度23分46秒、11.524mの地点

の地点 の地点から310度33分20秒、25.751mの地点

の地点 の地点から304度45分14秒、17.718mの地点

の地点 の地点から309度17分49秒、60.001mの地点

の地点 の地点から308度02分04秒、10.658mの地点

イ B区

次の の地点から の地点までを順次結んだ線、 の地点から208度53分45秒67.951mの地点を中心とする半径67.951mの円で の地点と の地点を結ぶ北東側の円弧、 の地点から54度01分55秒46.866mの地点を中心とする半径46.866mの円で の地点と の地点を西側の円弧で結ぶ春秋分の満潮位（DL + 4.00m）における公有水面の区域

の地点 A地点から85度34分43秒423.429mの地点

の地点 の地点から69度44分22秒6.727mの地点

の地点 の地点から102度17分15秒3.282mの地点

の地点 の地点から145度51分41秒17.933mの地点

の地点 の地点から129度34分57秒10.169mの地点

の地点 の地点から143度14分51秒12.287mの地点

の地点 の地点から142度48分47秒6.320mの地点
 の地点 の地点から312度11分20秒31.244mの地点

(3) 面積

A区 712.93㎡

B区 169.90㎡

合計 882.83㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

行橋市大字沓尾字沖浦273番地先から行橋市大字沓尾字四十塚（筆界未定168 - 3、169 - 2、170 - 3、528 - 3及び529番地）先に至る公有水面（沓尾漁港区域内）

(2) 区域

次の(A)の地点から(J)の地点までを順次直線で結んだ線、及び(J)の地点から(A)の地点までを順次直線で結んだ線で囲まれた区域

(A)の地点 Aの地点から36度10分39秒298.735mの地点

(B)の地点 (A)の地点から65度31分26秒99.999mの地点

(C)の地点 (B)の地点から135度21分08秒241.663mの地点

(D)の地点 (C)の地点から156度18分08秒311.251mの地点

(E)の地点 (D)の地点から254度29分27秒78.674mの地点

(F)の地点 (E)の地点から339度33分09秒170.488mの地点

(G)の地点 (F)の地点から285度59分27秒19.221mの地点

(H)の地点 (G)の地点から331度47分25秒103.535mの地点

(I)の地点 (H)の地点から350度06分15秒55.494mの地点

(J)の地点、(I)の地点から302度18分41秒180.490mの地点

(3) 面積

43,396.16㎡

4 埋立地の用途

漁港施設用地（臨港道路） 882.83㎡

5 埋立免許の年月日

平成20年1月18日

福岡県告示第144号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成20年1月21日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年1月30日

福岡県知事 麻生 渡

| 換地計画を定めた地域 | 縦覧に供する書類 | 縦覧期間 | 縦覧場所 |
|------------------------|----------|------------------------------|---------|
| 飯塚市鹿毛馬 (鹿毛馬地区第1換地区) | 換地計画書の写し | 平成20年1月30日から 平成20年2月28日まで | 飯塚市頼田支所 |

福岡県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月30日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員(メートル) | 延長(メートル) | 備考 |
|--------|-------|---------|-------|------------------------------------|------------------|----------|----|
| 久留米 | 県道 | 久留米筑紫野線 | 前 | 久留米市山川神代1丁目10番37先から同市北野町今山725番1先まで | 6.0 ~ 17.5 | 3324.7 | |
| | | | 後 | 同上 | 6.0 ~ 17.5 | 3324.7 | |

| | | | | | | | |
|-----|------------|-----------------------|---|---|-------------------|--------|---|
| | | | 後 | 久留米市山川神代 1丁目10番37先か ら 同市北野町今山 1552番先まで | 25.4 ~ 66.6 | 4577.1 | うち一般 国道 210 号重用延 長 360.0 メートル |
| 久留米 | 県 道 | 山 日 北 田 線 | 前 | うきは市浮羽町小 塩3371番 1 先から 同市浮羽町小塩 3397番先まで | 4.6 ~ 9.0 | 291.8 | |
| | | | 後 | 同上 | 4.6 ~ 14.4 | 291.8 | |
| | | | 後 | うきは市浮羽町小 塩3371番 1 先から 同市浮羽町小塩 3394番 1 先まで | 9.0 ~ 43.0 | 267.0 | |
| 久留米 | 県 道 | 藤 山 国 分 線 一 丁 田 | 前 | 久留米市国分町202 番12先から 同市国分町218番 11先まで | 16.0 ~ 36.6 | 227.0 | |
| | | | 後 | 同上 | 13.4 ~ 36.6 | 227.0 | |
| 朝 倉 | 一 般 国 道 | 211号 | 前 | 朝倉郡東峰村大字 小石原鼓1948番 1 先から 同郡同町大字小石 原鼓2274番 2 先ま で | 7.0 ~ 19.9 | 594.3 | |
| | | | 後 | 同上 | 7.0 ~ 19.9 | 594.3 | |
| | | | 後 | 同上 | 7.0 ~ 49.6 | 462.3 | |

福岡県告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年1月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月30日

福岡県知事 麻 生 渡

| 土木事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|--------|-----------------------|------------------------------------|
| 久留米 | 藤 山 国 分 線 一 丁 田 | 久留米市国分町202番12先から 同市国分町218番11先まで |

福岡県告示第147号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年1月30日

福岡県知事 麻 生 渡

| 縦覧に供する書類 | 縦覧期間 | 縦覧場所 |
|---------------------------------|------------------------------|------|
| 県営大内田地区土地改良（区画整理）事業 変更計画書の写し | 平成20年1月30日から 平成20年2月28日まで | 赤村役場 |

公告

福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成20年1月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 意見募集期間

平成20年1月18日から平成20年2月18日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>) に掲載するほか、福岡県保健福祉部児童家庭課に備え置きます。

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条例第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を閲覧に供する。

平成20年1月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社テイク・1

久留米市高良内町2605番地の17

代表取締役 中尾 豊

2 施設の種類並びに処理する産業廃棄物の種類及び処理能力

(1) 施設の種類

(2)に掲げる産業廃棄物の破碎施設

(2) 処理する産業廃棄物の種類

ガラスくず等、がれき類

(3) 一日あたりの処理能力

640 t

3 設置場所

久留米市藤山町字銚立220番79外4筆

4 指定地域

久留米市高良内町及び藤山町の一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。

5 閲覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県久留米保健福祉環境事務所

6 閲覧の期間

平成20年1月30日から同年2月29日まで

公告

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定に基づき、指定した障害者就業・生活支援センターについて、変更の届出があったので、同法第35条において準用する同法第27条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成20年1月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 障害者就業・生活支援センターの名称及び住所

(1) 名称

社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会

北九州障害者就業・生活支援センター

(2) 住所

北九州市戸畑区汐井町1番6号

2 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地

| 変更前 | 変更後 | 変更の時期 |
|------------------|------------------------|------------|
| 北九州市戸畑区沖台2丁目4番8号 | 北九州市戸畑区汐井町1番6号ウエルとばた2F | 平成20年1月15日 |

公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第12条の3第10項の規定に基づき、平成20年1月21日付けて次の団体に貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせることとしたので、公告する。

平成20年1月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 団体の名称

日本貸金業協会

2 主たる事務所の所在地

東京都港区高輪三丁目19番15号

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年1月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

需用品等出納整理簿外印刷 計27点

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年3月25日(火)

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成20年2月7日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

| 大分類 | 中分類 | 業種名 | 等級 |
|-----|-----|-----|----|
| | | | |

| | | | |
|----|----|------|-------|
| 03 | 01 | 軽印刷 | A A、A |
| 03 | 02 | 活版印刷 | |
| 03 | 04 | 製本 | |

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
 (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

- (6) 下記のいずれかの条件を満たすこと。

- ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。
 イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課
 〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
 電話番号 092-641-4141 内線2233

5 入札参加申請書の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。
 (2) 提出場所
 4の部局とする。
 (3) 提出期間
 平成20年1月30日(水)から平成20年2月7日(木)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
 (4) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成20年1月30日（水）から平成20年2月7日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

9 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成20年2月14日（木）午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局が指定する場所

(2) 日時

平成20年2月15日（金）午前10時00分

12 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3

項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成20年1月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 落札に係る委託業務の名称

福岡県久留米警察署放置車両確認事務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2243

3 落札者を決定した日

平成20年1月11日

4 落札者の氏名及び住所並びに総合評価の合計点

(1) 氏名

福岡総合警備保障株式会社

(2) 住所

福岡市博多区博多駅東2丁目5番19号

(3) 総合評価の合計点

74.5点

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

32,172円

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 入札公告日

平成19年10月17日

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙含有100%再生紙を使用しています